

子ども・子育て支援新制度に係る条例骨子案に関する  
パブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見募集対象条例

別紙1 条例骨子案のとおり

2 意見募集期間

平成26年6月2日(月)～平成26年7月1日(火)

3 意見募集方法

持参、送付、ファックス、電子メール

4 閲覧・配架場所

- ・こども青少年局保育施策部保育企画課こども子育て支援制度構築グループ(市役所本庁舎地下1階)
- ・各区役所区民情報センター
- ・大阪市サービスカウンター(梅田・なんば・天王寺)
- ・市民情報プラザ(市役所本庁舎1階)

5 集計結果

受付件数 : 313件

(内訳)

<受付方法別>

持参	送付	ファックス	電子メール
33	12	251	17

<男女別>

男性	女性	不明
24	250	39

<年齢別>

19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明
0	41	131	42	41	11	3	44

<居住地別>

大阪市内	大阪府内	大阪府外	その他	不明
233	33	1	1	45

6 ご意見の要旨

別紙2のとおり

「(仮称)大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、  
設備及び運営に関する基準を定める条例」骨子案

1 条例の名称

(仮称)大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例

2 内容

本条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する  
基準の骨子案は下表のとおりとする。

項目	国基準(府省令)	大阪市基準案	大阪市の考え方
学級の編制	3～5歳児における1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。 (従うべき基準)	1学級の幼児数は、3歳児の学級は25人以下、4歳児以上の学級は35人以下を原則とする。 ただし、3歳児の学級について、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合は、1学級の幼児数を35人以下とすることができる。	現行の大阪府基準では、3歳児の学級は原則1学級25人以下とされており、教育及び保育を適切に行うことができると認められた場合は、35人以下でも可とされている。 現在、大阪市内の認定こども園について大阪府基準が適用されており、国基準とすると現行の教育及び保育の質を確保できない恐れがあるため、現行の大阪府基準を踏襲し、国基準を上回る基準を設けるものとする。
設備	乳児室、ほふく室の面積は、国の保育所基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年省令第63号、以下、「設備及び運営基準」という。))を満たすこと。 ・乳児室 …満2歳未満の園児のうちほふくしないもの1人につき1.65㎡以上 ・ほふく室 …満2歳未満の園児のうち	乳児室、ほふく室の面積は、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪市条例第49号、以下、「条例」という。)に掲げる要件を満たすこと。 ・乳児室又はほふく室 …乳児1人につき5.0㎡以上、満2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上 市規則で定めるところによ	条例において、乳児室又はほふく室の面積は、乳児1人につき5.0㎡以上、満2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上と定められている。 「市長が適当と認めるとき」は、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」第2条に定める要件に該当する場合とし、その場合に国基準とすることが現行、可とされている。 国基準とすると、現行の保育の質を確保できない恐れがあるため、現行の大阪市

	ほふくするもの1人につき3.3㎡以上 (従うべき基準)	り市長が適当と認める場合は国基準に準じる。	児童福祉施設の設備及び運営の基準を踏襲し、国基準を上回る基準を設けるものとする。
	調乳設備及び沐浴設備について規定なし	乳児の定員を設定する場合は、調乳設備を、満3歳未満の定員を設定する場合には沐浴設備を設置しなければならない。	現行大阪市では保育所認可審査時に利用乳幼児に対する衛生確保の観点から沐浴設備及び調乳設備の設置を指導していることから、国基準を上回る基準を設けるものとする。
	食事の提供は、自園調理を原則とし、満3歳以上の園児については、設備及び運営基準第32条の2に規定する要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。 (従うべき基準)	食事の提供は、自園調理を原則とし、満3歳以上の園児については、設備及び運営基準第32条の2に規定する要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。ただし、その場合は、栄養士等を置くよう努めなければならない。	現行の国基準においても、一定の要件を満たす場合に食事の外部搬入を認めている。その場合には「施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備える」こととされており、国府省令( )においても同様である。また、市内の私立幼稚園の多くは外部搬入による食事の提供を行っている。このため、国府省令に定める基準を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。ただし、園児に対するアレルギー対応、食の安全確保等の観点から、栄養士等を置くよう努めることとして、国基準を上回る基準を設けるものとする。
上記以外	職員、設備及び運営等 ・職員の数等 ・園具及び教具 ・教育及び保育を行う期間及び時間 ・子育て支援事業の内容 ・掲示 等	国基準どおり	国基準内容とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。

平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」

「(仮称)大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営  
に関する基準を定める条例」骨子案

1 条例の名称

(仮称)大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 内容

本条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の骨子案は下表のとおりとする。

項目	国基準(省令)	大阪市基準案	大阪市の考え方
家庭的保育事業の設備の基準	家庭的保育事業にかかる乳幼児の保育を行う専用の部屋(以下、「保育室」という。)の設置階について規定なし	家庭的保育事業にかかる保育室等を2階以上に設ける場合は、国省令( )第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。	現在の大阪市保育ママ事業においては、保育室の設置階については、大阪市保育ママ事業実施要綱(以下、「要綱」という。)第10条(8)等に定めがあり、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第62号)が定められたことに鑑み、災害時の迅速な避難等の観点から、当該基準を踏襲し、国基準を上回る基準を設けるものとする。
家庭的保育事業及び小規模保育事業C型の設備の基準	幼児用バス(沐浴槽)についての規定なし	家庭的保育事業及び小規模保育事業C型を行う事業所は、幼児用バス(沐浴槽)を設置するものとする。	現在の大阪市保育ママ事業においては、幼児用バス(沐浴槽)の設置については、要綱第10条(9)等に定めがあり、大阪市保育ママ事業の受け皿と想定される家庭的保育事業及び小規模保育事業C型においても同様に、乳幼児に対する衛生の確保の観点からその基準を踏襲し、国基準を上回る基準を設けるものとする。
小規模保育事業A型及びB型並びに	沐浴設備、幼児用トイレ及び幼児用手洗いについての規定なし	小規模保育事業A型及びB型並びに事業所内保育事業を行う事業所は、乳児室又はほふく室及び保育室と区	現在の大阪市小規模保育事業においては、沐浴設備、幼児用トイレ及び幼児用手洗いの設置について、大阪市小規模保育施設設置・運営事業者募集要

<p>事業所内 保育事業 の設備の 基準</p>		<p>画された沐浴設備及び幼児 用トイレを設置し、また施 設内に幼児用手洗いを設置 するものとする。</p>	<p>項（以下、「要項」という。）5 . (7) ウ等に定めがあり、乳幼児に対する衛 生の確保の観点からその基準を踏襲 し、国基準を上回る基準を設けるもの とする。また、事業所内保育事業も同 様とする。</p>
<p>家庭的保 育事業の 職員</p>	<p>家庭的保育者1人が保育でき る乳幼児数は3人以下である が、家庭的保育補助者とともに 保育する場合は5人以下とす る。  （従うべき基準）</p>	<p>家庭的保育事業における保 育を行うときは、少なくと も家庭的保育者及び家庭的 保育補助者を各1人配置し なければならない。</p>	<p>現在の大阪市保育ママ事業（5人定 員）においては、利用乳幼児数が3人 以下でも、少なくとも家庭的保育者及 び家庭的保育補助者が各1人以上必 要であるとしており、乳幼児の安全性 を確保するため、現行の基準を踏襲 し、国基準を上回る基準を設けるもの とする。</p>
<p>小規模保 育事業C 型の職員</p>	<p>家庭的保育者1人が保育でき る乳幼児数は3人以下である が、家庭的保育補助者とともに 保育する場合は5人以下とす る。  （従うべき基準）</p>	<p>小規模保育事業C型におけ る保育を行うときは、乳幼 児数が5人までの場合は少 なくとも家庭的保育者及び 家庭的保育補助者を各1人 配置し、乳幼児数が8人ま での場合は少なくとも家庭 的保育者2人及び家庭的保 育補助者1人を配置し、乳 幼児数が9人から10人ま での場合は、少なくとも家 庭的保育者2人及び家庭的 保育補助者2人を配置しな なければならない。</p>	<p>現在の大阪市保育ママ事業（10人定 員）においては、乳幼児数が5人まで の場合は少なくとも家庭的保育者及 び家庭的保育補助者を各1人配置し、 乳幼児数が8人までの場合は家庭的 保育者2人及び家庭的保育補助者1 人以上、乳幼児数が9人から10人ま での場合は家庭的保育者2人及び家 庭的保育補助者2人以上の配置を求 めており、大阪市保育ママ事業の受け 皿の一つと想定される小規模保育事 業C型においても同様に、乳幼児の安 全性を確保するため、現行の基準を踏 襲し、国基準を上回る基準を設けるも のとする。</p>
<p>食事の提 供の経過 措置</p>	<p>保育事業を行う者が、本条例施 行日後に家庭的保育事業者等 の認可を得た場合は、5年間調 理員、調理設備、調理室に係る 規定は、適用しないことができ る。  （従うべき基準）</p>	<p>本条例施行日前日までに、 要綱等に基づき選定された 施設が施行日後に家庭的保 育事業又は小規模保育事業 C型の認可を得た場合、条 例施行後5年間、調理員、 調理設備に係る規定は、市</p>	<p>現在の大阪市保育ママ事業の食事の 提供方法については、保護者による持 参（弁当等）又は外部搬入も認めてい ることから、大阪市保育ママ事業の受 け皿と想定される家庭的保育事業及 び小規模保育事業C型へ現行の保育 ママ事業が移行し、かつ市長が認める</p>

		長が認める場合に限り、適用しないことができる。	場合に限り、保護者による持参（弁当等）又は外部搬入も認めることとする。
小規模保育事業の保育室等の設置階	小規模保育事業における保育室等の設置階については、国省令（ ）第 28 条第 7 号に規定のとおりとする。 （参酌すべき基準）	本条例施行日前日において、要項等に基づき選定された事業者については、国省令（ ）第 28 条第 7 号（第 32 条において準用する場合も含む。）及び第 33 条第 7 号の規定は適用せず、保育室等の設置階に関する基準については要項等の例による。	現在要項等にて募集・選定している施設については、保育室等の設置階について国基準と異なる要件となっているため、本年度中までに大阪市小規模保育事業者として選定された施設には特例を設ける。
利用定員に関する経過措置	小規模保育事業 C 型の利用定員は、6 人～10 人であるが、国省令（ ）施行後 5 年間は、6 人～15 人とすることができる。 （従うべき基準）	小規模保育事業 C 型の利用定員に関する経過措置を設けない。	国の経過措置は、現在国が小規模保育運営支援事業（C 型）として補助するにあたり、補助要件として事業の利用定員を 6 人～15 人としていることに対する整合性の観点からのものであり、本市は小規模保育運営支援事業（C 型）を実施していないため、この経過措置は不要とした。
上記以外	職員、設備及び運営等 ・家庭的保育事業者等の一般原則 ・保育所等との連携 ・家庭的保育事業者等の職員の一般的要件 ・家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等 ・利用乳幼児を平等に取り扱う原則 ・虐待等の禁止 ・懲戒に係る権限の濫用禁止 ・衛生管理等 ・家庭的保育事業所等に備える帳簿	国基準どおり	国基準内容とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。

	<ul style="list-style-type: none"><li>・秘密保持等</li><li>・苦情への対応</li><li>・保育時間</li><li>・保育の内容</li><li>・保護者との連絡</li></ul> <p style="text-align: right;">等</p>		
--	--	--	--

平成 26 年厚生労働省令第 61 号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」

「(仮称)大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例」骨子案

1 条例の名称

(仮称)大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

2 内容

本条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の骨子案は下表のとおりとする。

項目	国基準(府令)	大阪市基準案	大阪市の考え方
特定教育・保育施設の運営規程	運営規程に食事の提供方法について明記はない。 (参酌すべき基準)	運営規程に定めるべき事項に「食事の提供方法等(調理する場所、施設外からの搬入の有無、委託事業者及び搬入事業者名、アレルギー対応状況並びに栄養士等の配置状況(幼稚園を除く特定教育・保育施設)等を含む。)」を加える。	食事に際してアレルギーに配慮すべき乳幼児もあり、保護者にとって、食事の提供方法は、施設を選択する上で重要な情報である。また、幼保連携型認定こども園の認可基準において、外部搬入を行う場合、栄養士等を置くよう努めることとしており、その配置状況も施設(幼稚園を除く特定教育・保育施設)の食事の提供に対する姿勢を保護者が知る上で重要な情報となることから、運営規程に「食事の提供方法等」を加える。
特定地域型保育事業者の運営規程	運営規程に食事の提供方法及び連携施設の設定状況について明記はない。 (参酌すべき基準)	運営規程に定めるべき事項に「食事の提供方法等(調理する場所、施設外からの搬入の有無、委託事業者及び搬入施設名及びアレルギー対応状況等を含む。)及び連携施設の設定状況」を加える。	食事に際してアレルギーに配慮すべき乳幼児もあり、保護者にとって、食事の提供方法は、事業者を選択する上で重要な情報であり、また、連携施設についても、保育内容の充実、卒業後の受け皿の設定状況等の情報は、保護者にとって事業者を選択する上で重要な情報であることから、運営規程に「食事の提供方法及び連携施設の設定状況」を加

			える。
上記以外	<b>利用定員に関する基準</b> <b>運営に関する基準</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容及び手続の説明及び同意</li> <li>・あっせん、調整及び要請に対する協力</li> <li>・心身の状況等の把握</li> <li>・利用者負担額の受領</li> <li>・勤務体制の確保等</li> <li>・記録の整備</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	国基準どおり	国基準内容とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。

平成 26 年内閣府令第 39 号

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」

## 子ども・子育て支援新制度に係る条例骨子案に対するパブリック・コメントの内容等について

項番	パブリック・コメントの内容	項目分類	件数
1	・職員配置は、1・2歳児は5人対1人、3歳児は15人対1人、4・5歳児は20人対1人等にしてほしい。 ・幼保連携型認定こども園は、国基準は幼稚園の基準になっている。幼稚園の職員数では対応できない発達がゆっくりとした児童もたくさんいる。すべての児童が安心して成長していけるために職員配置基準などを保育所基準以上にしてほしい。	職員配置	131
2	給食や行事に係わる費用については公定価格に含めてほしい。	実費徴収	75
3	第13条の利用者負担について、今でも私立保育所は保護者徴収がある。施設が必要と判断したら限定なしに保護者から所定の金額を徴収することができる規定になっているが、この条項は削除して下さい。	上乗せ徴収	39
4	教育・保育の質の向上を図るための費用を保護者負担の対象から削除してください。	上乗せ徴収	35
5	・幼保連携型認定こども園に通う子どもの1日当たりの時間は8時間にして下さい。 ・全ての子どもの1日過ごせる権利を保障してほしい。	保育時間	33
6	家庭的保育者は全て保育士資格を有する者にして下さい。	職員資格	33
7	2歳児以下を預かる施設は、看護師を配置しなければならないにして下さい。	職員配置	31
8	私立認可保育園の入所選考、保育料の徴収は市町村が実施することを明確に記述して下さい。表現があいまい。児童福祉法第24条1項に位置づいているということをはっきりさせてください。	要望	31
9	・各クラス職員を複数配置に。 ・3歳児の春は新乳児はまだ泣く、排泄面での自立できない子どももあり、25人の学級編制でも保育教諭は2名必要。	職員配置	31
10	調理員を設置しなければならないとして、調理室の設置も義務付けて下さい。	設備	30
11	毎年障がい児の入所希望があります。国基準では障がい児の受け入れについて記述がないので、受け入れについて明記して下さい。	総論	27
12	子どもが複数人いる家庭も多い最近で保育料の値上げは家計の負担になります。	意見	24
13	小規模保育事業について、大阪市はA型を基本にして下さい。	総論	23
14	小規模保育所などの連携保育所確保は大阪市が責任を持って確保してほしい。	運営	22
15	大阪市の保育ママ事業は現在、「実施施設は原則として1階とすること」になっています。条例にも明記して下さい。	設備	11
16	食事は絶対自園調理。	運営	10
17	調理室をなくさないで欲しいです。	設備	9

18	居宅訪問型保育事業について、「障がい、疾病の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育」とされているが、発達保障の観点から、専門家を交えた判定委員会を開催し、集団保育が困難と見て取れるか否か判断して下さい。	要望	7
19	保育士を減らさないでほしい。	職員配置	7
20	保育所等は、民間委託や民営化せず、大阪市が自ら責任を持って運営してください。	要望	6
21	入所選定の細かいポイント制はやめてほしい。	要望	5
22	保育士は正規職員を採用して、待遇の改善をしてください。	職員配置	5
23	給食費など保育料以外に負担が増えると家庭としても大変になるので考え直してほしい。	実費徴収	3
24	公定価格をもっと今の子どもたち職員、保護者の処遇に見合うようにしてほしい。	要望	3
25	条例案の内容が読んでわからない。	意見	3
26	保育ママ事業所や小規模保育の場所など明確に身近に知らせてほしい(地域の掲示板に掲載など)	要望	3
27	保育時間の標準時間が11時間になっているが、従来通りの基準にもどしてほしい。短時間の設定は8時間でもそれ以外だと延長がかかるというのは納得いかない。時間については従来通り勤務時間と通勤時間の合計が保育時間になるようそれぞれにあったようにしてほしい。	要望	3
28	本当に子どもたちがいい環境で過ごせるのか不安。働いている親にとって子どもが安心して過ごせるのと健康が一番重要。利益を考えるだけでなく子どものための保育事業を考えてもらいたい。	要望	3
29	本当に子どものことを考えると、新制度は子供にとって良くないと思うので考え直してほしい。	要望	3
30	二人目、半額制度、継続希望。保育料に、今以上負担がかけると少子化が進む。	要望	3
31	・家庭的保育事業等の職員が不祥事などを起こさないよう、倫理観をしっかりと厳格させるべき。 ・近年職員が起こす社会的逸脱した行為が特別に大阪市内に多くみられる。職務に従事される方も、子どもや子育て支援に責務があって安心信頼をして子を預けたりする。責任をもって職務を遂行すべき。	運営	2
32	自治体の条例により子どもたちの処遇が異なるのはおかしい。	意見	2
33	殆ど、もともと国の定める基準が、今の保護者や子供たちにそぐわないと思っている。現場からの声をもっと聞くべき、見るべき。	意見	2
34	1ヶ月だけしかパブコメを集めないという事にはせず、もう数ヶ月、意見を集め、保育園、幼稚園の現場の声、保護者の意見も聞いてください。	要望	2
35	これ以上保育環境を悪くしないで。	要望	2

36	難しいことはわからないが子どもたちにとって園での安全、のびのびした園生活を望んでいる。障がいの有無に係わらず平等で優しい気持ちを育むよう願う。	要望	2
37	こどもたちがのびのびと活動できるよう最低の保育面積を制限するのではなく理想とする広さを提示すべき。	設備	2
38	延長料金がかかってくると困る	意見	2
39	保育所については行政区単位や施設単位に説明会をしてほしい。保護者向けにも説明会をしてほしい。	要望	2
40	条例の定期的な見直しをすることを明記し、手順なども盛り込んでほしい。	総論	2
41	認定こども園の中にも病後児保育も設置してもらえよう保護者が安心して働けるようにしてほしい。	総論	1
42	虐待や育児放棄する事案が見られるのでこれからも行政チェックして頂き子ども子育て支援を充実させて貰いたい。	要望	1
43	認定こども園にし保育園の3-5歳児に幼稚園と同様の教育を受けさせるのは当然の義務であり権利であると思う。ただ保育園は子どもたちにとって第2の家であり生活の場であることを忘れずに改革を実施してほしい。	要望	1
44	4歳以上でも25人以下の学級としてほしい。	職員配置	1
45	栄養士などを置くことを努力義務ではなく義務とすること。	職員配置	1
46	保育士が働き続けられるよう補助金を増やす。	意見	1
47	3歳までの子どもの舌を安あげなものでまかなわないで、そこにはお金をかけて下さい。	要望	1
48	給食や行事に係る費用を明記してください。	実費徴収	1
49	子どものためにも、保護者のためにも、保育の質を常に向上できるような状況にして欲しいです。	要望	1
50	保育時間を短くするような制度にしないでください。	保育時間	1
51	充分でない保育士の数、食育を考えていない給食では困ります。	運営	1
52	待機児童解消のための家庭的保育事業を推進しておられるのはわかりますが、安全が確保されているようには思えません。ベビーブームであろうここ10年をなんとか乗りきろうとしている政策！！その間の子ども達がかわいそうだと思いますか。	意見	1
53	特別支援を必要とする子どもに対する職員配置は、1クラス2人対1人にして下さい。	職員配置	1
54	パブコメの提出先を1ヶ所にせず、各区役所に設置してください。集める方の楽に楽に提出する方の変さは考えられてないと思います。	要望	1
55	新制度はわかりづらい。特に子育て世代でない若い方達にもわかりやすく、みんなが幸せになれるようなシステム作りを望む。	要望	1

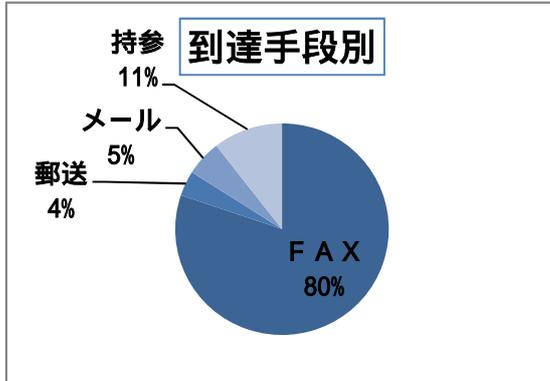
56	保育園に入れにくい子どもが多く、もっと入りやすくしてほしい。保育士も不足していて大変な状況。他のところにお金を使っているので福祉にも予算を増やしてほしい。	要望	1
57	産休・育休制度の利用にあたって保育所を退所させられるようなことがあってはならない。	意見	1
58	食事の運営規程で提供方法が加えられていますが、表現の「栄養士等」が気になる。「等」だと誰でも良いととらえてしまう。	職員配置	1
59	国より大阪市の基準が上回り充実しているがたびたび出る「市長が認める場合は」の基準がわからず不安が残る。学級の編制では記載ない。設備ではわかりにくい。	職員配置	1
60	途中入所を可能にしてほしい。	要望	1
61	保護者の仕事により認定するのはおかしい。	意見	1
62	運動会等行事をなくさないでほしい。	要望	1
63	新制度では個人の質の向上を狙って保護者への負担を増やし、「教室」などのオプションが当たり前になるのはおかしい。わが子だけ周りの子とは違うことをしている環境を作るのは質の向上とはいえない。	上乗せ徴収	1
64	骨子案の示し方に疑問。 もとなる国の示す案の全体を示して大阪市では、この部分を変更しましたと示すべきではないか？全体像がわからなく変更箇所だけ示されても多くの貴重な意見が得られるのか？	意見	1
65	園舎の階数は2階建て以下にしてほしい。	設備	1
66	公定価格の人件費・管理費・事業費の内訳がわかるように！	要望	1
67	乳児室・ほふく室の面積は提示された大阪市基準が望ましい。但し、「市規制で定めるところにより、市長が適当と認める場合は国基準に準じる」は削除すること。（子どもの保育環境で例外を作るべきではない。）	設備	1
68	調乳室、沐浴設備の設置規定は必要。	設備	1
69	設備について国基準を上回る大阪市基準望ましい。	設備	1
70	施設、事業運営について市町村の関与必要。	運営	1
71	保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育等のいずれの施設においても子どもが受ける権利が等しくなるようにそれらの中で最も高い水準を全てに採用してほしい。	設備	1
72	調理室・保健室・園庭・ホール・遊戯室・職員室など必須基準と努力義務なども設けて、子どもにとっても職員にとっても快適な環境整備を目指す条例とすること。	設備	1
73	老朽化した保育所を建て替え、災害に耐えられる施設にし、安心して子どもを預けられるようにしてください。	要望	1
74	特定教育、保育施設の利用定員を超えても、もしその施設に定員の余裕がある場合は、受け入れを許可しても良いと思う。	運営	1
75	保育基準緩和反対。	意見	1

76	要望を少しでも聞いてほしい。	要望	1
77	その他		2
合計			707

# 子ども・子育て支援新制度に係る条例骨子案に対するパブリック・コメント手続の実施結果について

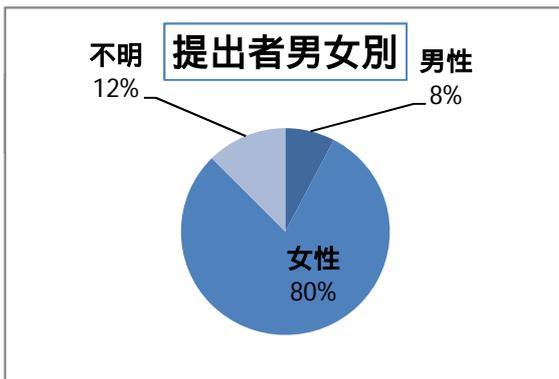
## 1 到達手段別

F A X	郵送	メール	持参	合計
251	12	17	33	313



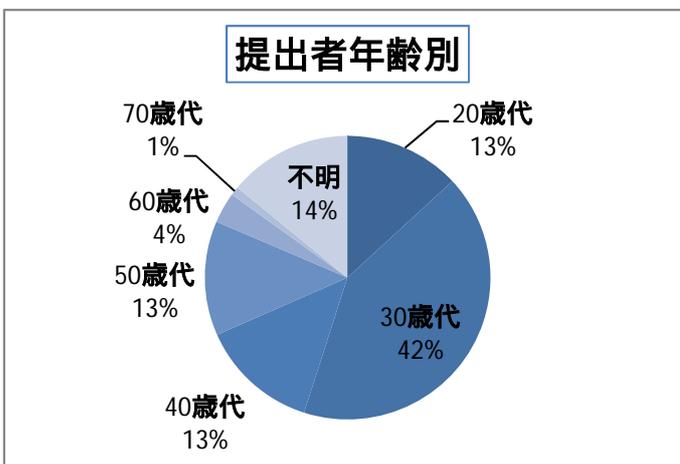
## 2 提出者男女別

男性	女性	不明	総件数
24	250	39	313



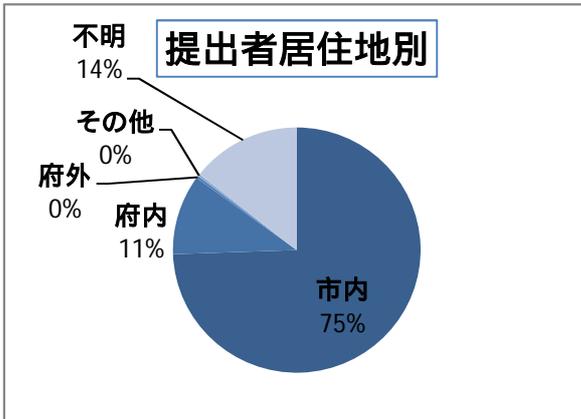
## 提出者年代別

19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	総計
0	41	131	42	41	11	3	44	313



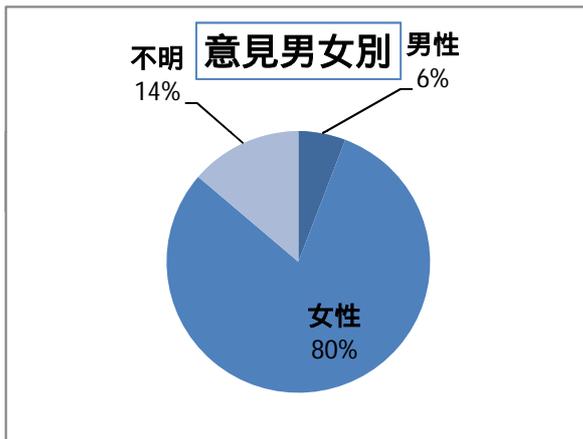
### 提出者居住地別

市内	府内	府外	その他	不明	総計
233	33	1	1	45	313



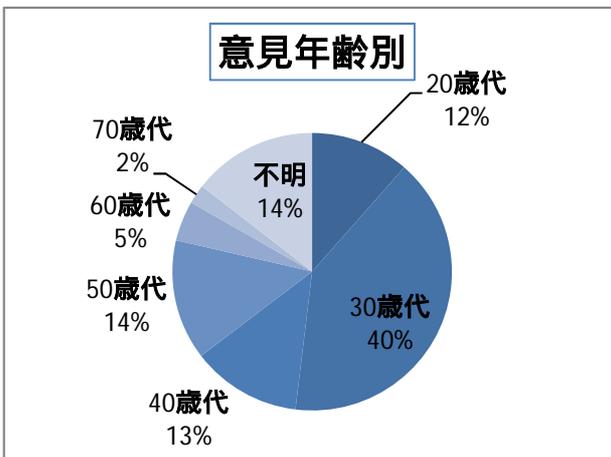
### 3 意見男女別

男性	女性	不明	総件数
41	569	97	707



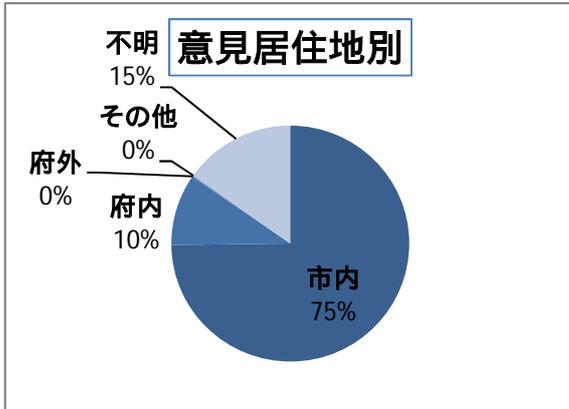
### 意見年代別

19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	総計
0	81	286	90	99	33	16	102	707



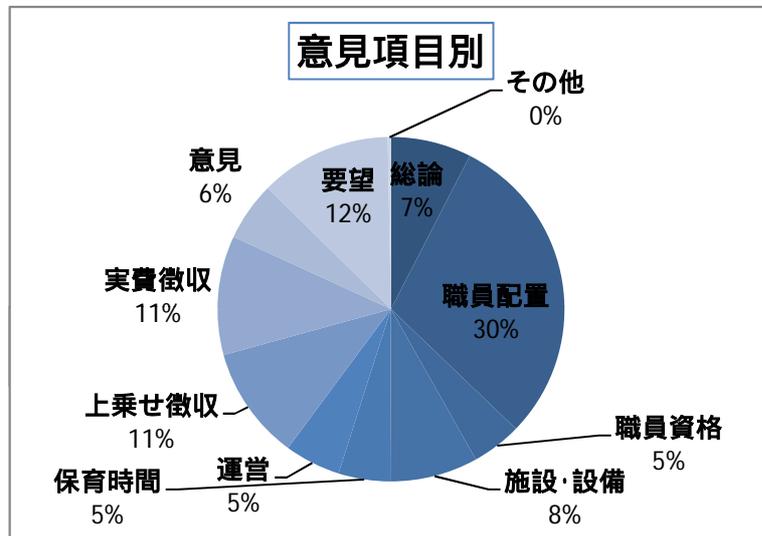
### 意見居住地別

市内	府内	府外	その他	不明	総計
529	69	1	1	107	707



### 意見項目別

総論	53
職員配置	210
職員資格	33
施設・設備	58
保育時間	34
運営	37
上乗せ徴収	75
実費徴収	79
意見	39
要望	87
その他	2
総計	707



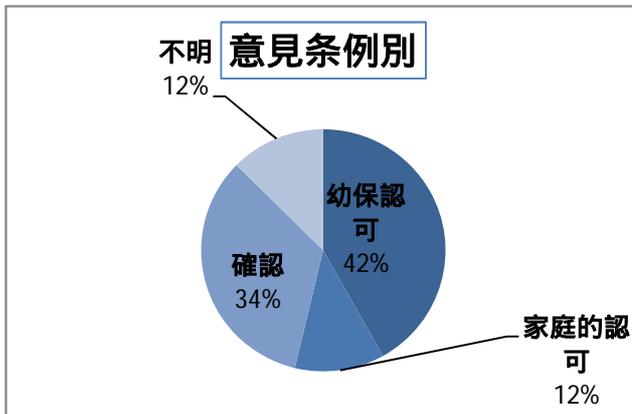
### 意見条例別

幼保認可	家庭的認可	確認	不明	総計
313	71	180	143	707

幼保認可・・・（仮称）大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

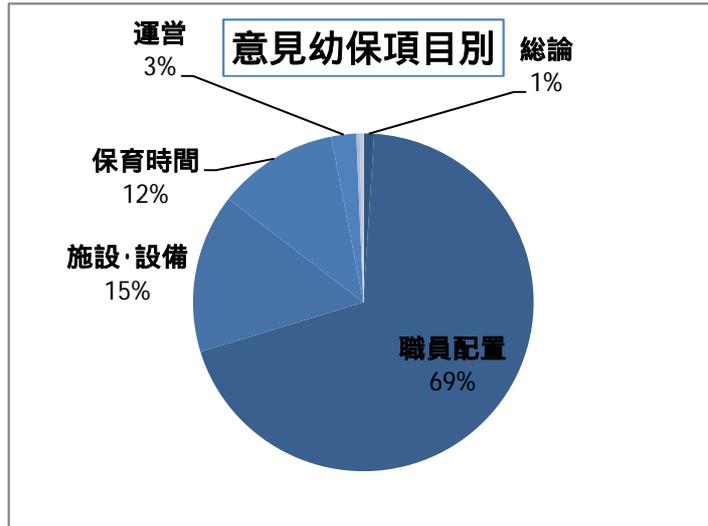
家庭的認可・・・（仮称）大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

確認・・・（仮称）大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例



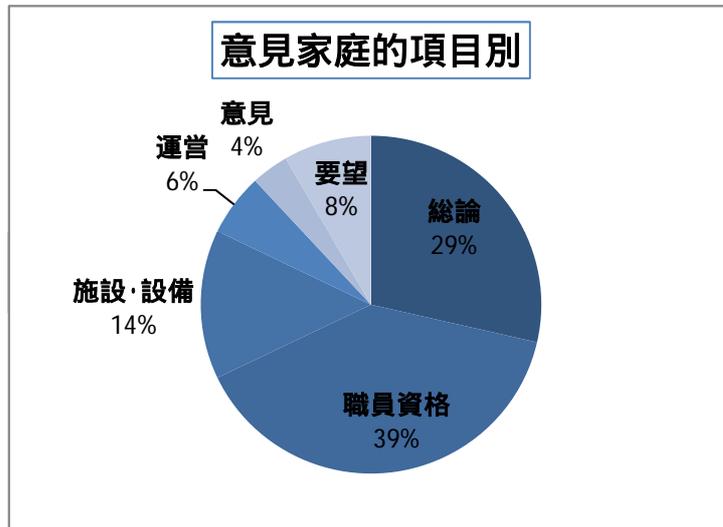
### 意見幼保項目別

総論	28
職員配置	209
職員資格	0
施設・設備	43
保育時間	33
運営	0
上乗せ徴収	0
実費徴収	0
意見	0
要望	0
その他	0
総計	313



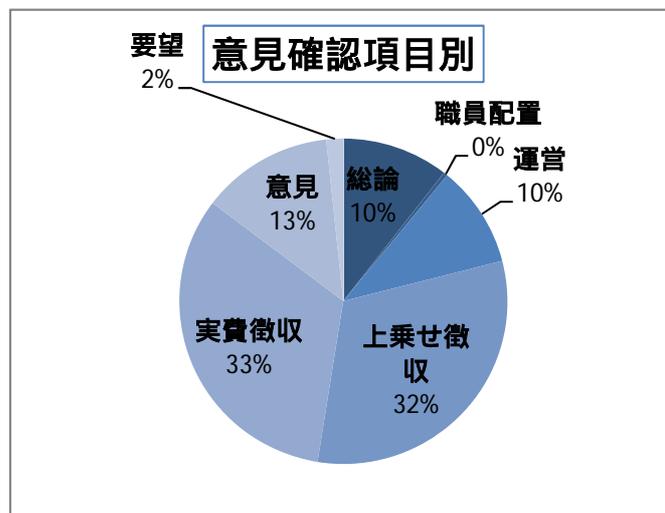
### 意見家庭的項目別

総論	23
職員配置	0
職員資格	33
施設・設備	12
保育時間	0
運営	3
上乗せ徴収	0
実費徴収	0
意見	0
要望	0
その他	0
総計	71



### 意見確認項目別

総論	0
職員配置	1
職員資格	0
施設・設備	0
保育時間	1
運営	24
上乗せ徴収	75
実費徴収	79
意見	0
要望	0
その他	0
総計	180



意見条例不明項目別

総論	2
職員配置	0
職員資格	0
施設・設備	3
保育時間	0
運営	10
上乗せ徴収	0
実費徴収	0
意見	39
要望	87
その他	2
総計	143

